

「平成23年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に対する
意見募集結果について平成23年3月
厚生労働省医薬食品局
血液対策課

- ④ 採血基準の在り方の検討
- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。
- ⑤ まれな血液型の血液の確保
- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
 - ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。
- ⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方の検討
- ・ 国は、200ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。
- 2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応
- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。
- 3 災害時等における献血の確保等
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。
- 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価
- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。
 - ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
 - ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

「平成23年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成23年1月18日から平成23年2月16日まで御意見を募集したところ、3名の方から御意見等をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめたので公表します。

今回、御意見等をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

「平成23年度の献血の推進に関する計画」(案)に関する意見募集に寄せられたご意見とそれに対する考え方

○ 意見募集期間 平成23年1月18日～平成23年2月16日

○ 提出意見者数 3名

| 番号 | 提出者の背景 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 性別:女 年齢:41 職業:会社員 | 献血をできるだけしたいと思っているのですが、体重が50キログラムなく、400mlしか受け付けていないという理由でこの1年ほど献血を断られています。献血カードで会社や駅やスーパーなどで受け付けているのは400mlだけで、献血ルームに行けば200mlや成分献血ができるとの事ですが、働いていて時間がなく、献血ルームも遠く、わざわざ献血ルームに行く時間がありません。 周りの女性には体重が50キログラムなくて献血できない人が意外とたくさんいます。これから若い人が減っていく中、健康で気持ちいい状態で献血できる場所がない人たちが参加しやすい環境になるように検討してもらえないでしょうか？ 400ml献血の体重下限の見直し等もお願いします。(49.5キログラムはダメで50キログラムはいいという、その差がよくわかりません...)他の事前検査項目をいれる事とかで可能にできませんか？ | 献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 輸血を受ける患者さんにとって、同じ量の輸血を受ける場合、200ml献血に比べ、400ml献血からの血液の方が、より少ない人数からの血液を輸血されることになり、副作用のリスクが減少することから、医療機関からの400ml献血由来の血液の需要が増えている現状にあることをご理解願います。 しかしながら、将来にわたって血液製剤の安定供給を確保する観点から、200ml献血の在り方について、今後、医療機関の使用実態等を踏まえ検討し、皆様の被害が無傷にならないよう取り組んでまいります。 また、採血基準につきましては、献血者の健康保護と輸血を受ける方の安全確保等の観点から検討を行い、様々な科学的根拠に基づいており、将来的な見直しも視野に入れ、調査・研究を実施しているところであります。いただいたご意見は貴重な提案として承り、今後の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 性別:男 年齢: 職業: | 労働者等に対する健康診断の際について献血できるようにすれば、協力を得られやすいのではないかと思います。どうか、どうでしょうか？ | 献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 いただいたご意見については、すでに企業等の要請に基づき行っている所もございますが、健康診断の多くは、採血を伴う血液検査が含まれております。 このため、尚且に複数回の採血を繰り返すことになり、献血される方の身体への負担が増えることから、出来る限り健康診断の実施日は異なる日での実施をお願いしております。 今後とも献血への適切なご理解・ご協力をお願いいたします。 |

| 番号 | 提出者の背景 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|-------------------------|--|--|
| 3 | 性別:男 年齢:45 職業:公務員 | <p>【意見①】 「血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や同様の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要があるが第2期 前節の目標を確保するために必要な措置に関する事項 1 献血に関する普及啓発活動の実施とする一方で、「採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康保護に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ① 血液検査による健康管理サービスの充実)というものは、本質的な矛盾があり、実現不可能な命題ではないか。 「感染症の検査を目的とした献血」を排除し、血液製剤の安全性をより高めようとするのであれば、血液検査の結果のうち、少なくとも血液製剤として使用できなかった血液の献血者については、検査結果の詳細を通知しないようにすべきである。 すなわち、検査結果がすべて正常で、血液製剤として使用可能であった場合には、検査結果を献血者本人に通知し、今後の健康管理と再度の献血に結び付けるとしても、感染症関係の検査に限らず、何らかの異常が見つかり、血液製剤として使用できなかった場合には、献血者本人には結果の詳細を告げず、検査結果に異常があり、献血された血液は廃棄したこと、医療機関において検査をうける必要があることのみを伝えるべきである。 現在のように、感染症関係の検査について、陽性の結果通知を極限の限り、いかに広報を行い、周知徹底に努めようとするところ、血液製剤関係の一部には、献血時の血液検査において感染症が発見された献血者について、「感染症の検査を目的とした献血」を行っているものとして、不審な非難・誹謗を行うものがあるが、こうした感染者の多くは、本人も感染の事実が気付いていないことが多く、このような非難は不当なものである。 感染者を非難する前に、献血が「感染症の検査」の検査の代用とならないように、血液製剤のシステムそのものを見直すべきである。</p> <p>【意見②】 「低色素性より献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ① 血液検査による健康管理サービスの充実)することは、「貧血の検査を目的とした献血」を増加させる恐れがあり、血液製剤の安全性を損ねる虞があるので、行うべきではない。</p> <p>【意見③】 「献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進)とあるが、「献血者の本人確認の徹底」が何故、「検査目的の献血の防止」に資するのか、理解できない。 そもそも検査目的の献血者は、検査の結果が陽性であるか陰性であるかを問わず、検査結果が献血者本人に通知されることを求めているのであるから、当然、連絡先(住所、氏名等)を正確に伝えるのが普通である。 むしろ、本名を偽ったり、他人の名前で献血する者は、検査を目的としてというよりも、自らの感染の事実を知りながら、献血を通して他人へも感染させようとして献血を行う者であり、もはや犯罪者である。 「献血者の本人確認の徹底」が「検査目的の献血の防止」に資するとの考え方は、感染者を犯罪者若しくは犯罪者となり得る者とする優遇に基づくものであり、国が定める計画に記載する表現として、不適当なものとは言い難い。かかる差別的な表現は改めるか、削除すべきである。</p> | <p>献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 感染症検査目的の献血をお断りしているのは、ウイルス等の感染初期(ウィンドウ期)の献血血液による感染リスクを低減し受血者の安全を確保するために必要なことと考えております。 また、血液検査による健康管理サービスは、検査結果を希望された方にコレステロールやグリコアルブミン値等を通知することによって、常日頃から献血者に健康に留意していただくことにより、健康な献血者の確保を図る施策であり、ご指摘の血液の安全性確保のための感染症検査とは異なるものとなります。 なお、B型、C型肝炎ウイルス検査、梅毒検査、HTLV-1検査の結果で通知を希望された方には、異常を認められた場合、本人が気がついていないこともあり得ることから、上記の通知とは別に健康に通知し、献血者の早期治療に繋がるよう受診勧奨を行っております。</p> <p>献血にご協力いただく際には、事前にヘモグロビン濃度の検査を行っており、基準値を下回った方からの献血はお断りしておりますので、仮にご指摘のような貧血の検査を目的とした献血者がいらしたとしても、血液製剤の安全性を損ねることはございません。</p> <p>献血時の本人確認については、東事・食品衛生審議会血液事業部会において審議が行われ、感染リスクがあるという不安な精神状態のために、検査目的の献血に行きながら、自らの住所、氏名を偽ってしまふ事例の存在等が指摘されたことから、平成16年より実施しております。 また、実施にあたっては、輸血による感染症例が発生した場合の調査・調査が確実に行えるようにするとともに、自らが感染のリスクがあるのではないかという認識をたううえで検査目的の献血をご遠慮いただくため、献血をされる方「責任ある献血」という意識をもって献血へのご協力をいただいております。ご理解の程、よろしく申し上げます。</p> |